

平成19年2月1日

条例第3号

熊本県後期高齢者医療広域連合事務分掌条例

(課の設置)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、熊本県後期高齢者医療広域連合長の権限に属する事務を分掌させるため、熊本県後期高齢者医療広域連合に事務局を置き、次の課を設ける。

(1) 総務課

(2) 事業課

(3) 給付課

(課の分掌事務)

第2条 各課の分掌事務は、別に規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年12月25日条例第6号）

この条例は、平成30年1月1日から施行する。